

令和6年11月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和6年11月25日(木) 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市役所3階 第1会議室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 廣瀬 介治
 農業委員 3番 斎藤 勝
 4番 滝本 和子
 5番 島田 幸治
 6番 山口 清
 8番 山口 拓雄
 9番 田中 政男
 10番 長谷川 敬祐
 11番 吉田 武博
 12番 竹内 富美子

農地利用最適化推進委員 1番 横山 定守
 3番 田中 昭司
 5番 川原 龍夫
 6番 山本 清隆
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 長谷川 晶俊
 10番 斉藤 清美

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第34号	農用地利用集積等促進計画（案）について（中間管理事業）	可決
議案第35号	現況証明願いについて	可決
議案第36号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	可決

（報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 係長 山本 典子
 主査 土井 仁美 主事 坪内 愛里沙

6.議事
事務局長代理
(係長)

ただいまから、令和6年11月定例農業委員会を開催いたします。
多田委員、坂上推進委員、山内推進委員は欠席の旨お伺いしております。
また、田中推進委員は遅れる旨お伺いしております。
では松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長(松村会長)

これより本日の会議に入ります。
事務局より11月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を、
5番 島田 幸治 委員、9番 田中 政男 委員
の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

議長(松村会長)

日程第1 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
斎藤 勝委員より報告をお願いいたします。

斎藤委員

11月19日に現地の確認にいったまいりました。3名で確認を行いました。
申請地は現在、農地として使用されておりますので、問題ないと思います。

議長(松村会長)

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、これより採決いたします。
議案第33号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第33号 は、原案どおり承認することに決しました。
議長 （松村会長）	日程第2 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。 それでは、事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長 （松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①について、斎藤 委員より報告をお願いいたします。
斎藤委員	11月19日に同じく3名で確認に行っていました。申請地はつづきの田んぼでして、圃場として利用されておりますので、適正に今後も利用できるものと思います。
議長 （松村会長）	ありがとうございました。 ②について、島田委員より報告をお願いいたします。
島田委員	11月19日に確認に行ってきました。つづきの田んぼであることを確認いたしました。（権利取得により）一緒に耕作できるものと認められると思います。
議長 （松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第34号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 （松村会長）	それでは、議案第34号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第3 議案第35号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理事業）についてを議題とします。 当議案につきましては、私が当事者となっておりますので、一旦退席させていただきます。また、斎藤勝委員、島田委員におかれましても、当事者となっておりますので、一旦退席をお願いいたします。 では議長を職務代理と交替いたします。よろしくお願いいたします。
	（会長・斎藤委員・島田委員退席）

臨時議長（廣瀬職務代理）	では、議案第35号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理事業）についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
臨時議長（廣瀬職務代理）	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 では、議案第35号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
臨時議長（廣瀬職務代理）	それでは、議案第35号については、承認することに決しました。 では、松村会長、斎藤勝委員、島田委員の入室を許可します。 （会長・斎藤委員・島田委員入室）
臨時議長（廣瀬職務代理）	それでは議長を交替いたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 続きまして、日程第4 議案第36号 現況証明願いについて を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①について、斎藤 勝 委員より報告をお願いいたします。
斎藤委員	11月19日に現地確認に行ってまいりました。この場所はすでに車庫が建っておりまして、非農地であることを確認いたしました。以上でございます。
議長（松村会長）	②、③について、吉田 委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	先般、現地確認をしたところ、17、20ページの写真にもあるように、坂東島はもともと建物が建っていた跡地となっています。東野は隣同士が宅地ということもあり、農地ではないことを確認いたしました。

議長（松村会長）	④については、島田 委員より報告をお願いいたします。
島田委員	11月19日に現地確認いたしましたところ、住宅が建っている模様で、非農地であることを確認いたしました。以上です。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	現況証明はいろんなケースがあると思いますが、今回の4件も家や小屋が建っていますよね。これらは、20年以上前に農地転用の許可を得て建てているのではないのでしょうか。その時に申請して許可をとっているのであれば、その時にも現地確認をしていると思います。現在になって地目の変更をされたいということで現況証明をされているとのことですが、許可を得ているのであれば、農業委員会に（再交付の）書類だけをもらえばいいと思うのですが。現況証明で上がってくると、事務局の職員が議案資料を作成し、農業委員が現地確認に行くことになってしまい、手間が増えてしまうのではないかと思います。再交付の手続きだけで良いのではないのでしょうか。
事務局	現況証明の申請があった場合、まず農地転用許可がなされているかを確認し、転用の許可がなかったものについて、現況証明の申請を受け付けます。農地転用の許可がなされているものについては、許可の取り消されていない証明とありますが、許可書の再交付手続きをしていただきます。しかし、許可をされていても、昭和48年より前に許可された案件については、県が許可の台帳を保存していないため、再交付手続きができません。その場合は現況証明を行って、地目の変更を行う流れになります。
田中委員	昭和48年以降であれば、それ（再交付）ができるんですね。
事務局	転用許可がでていればできます。
田中委員	農地を住宅等の宅地にする場合は、当然に農地転用がでているものかと思ひまして、こういった質問をさせていただきました。
議長（松村会長）	昔は、農地の上に許可を得ず、住宅等を建てるということがあったということです。最近であれば、住宅を建てる時に借入を行う場合は、必ず、農地転用を行っているかと思いますが、昔で、自己の土地に、自己資金で建築した場合などは特にそういったことをせずに建てる方もいらっしゃったということです。勝山市の場合は宅地化して20年以上経過しているものについては、現地確認を行い、現況証明を行っています。 そのほか、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第36号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第36号については、原案どおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他（1）北信越ブロック女性農業員研修会について、参加された滝本委員より報告願います。
滝本委員	（報告）
議長（松村会長）	ありがとうございました。このことについてご意見、ご質問はありませんか。 その他、事務局より何かありますか。
事務局	（地域計画についての説明および事務局員の異動について）
議長（松村会長）	最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和6年12月25日（水）午後1時30分から、勝山市役所 3階 第1会議室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長代理（係長）	松村会長、ありがとうございました。 以上で１１月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、廣瀬職務代理より閉会のことばを申し上げます。
廣瀬職務代理	閉会の言葉